

公私連携幼保連携型認定こども園『榎原北やまこども園』の開園に向けて

1. 今までの再編の流れ

令和 9 年度に真菅北幼稚園跡地に保護者の就労状況に関わらず利用することができる幼保連携型認定こども園を、「公私連携」手法を用いて開園するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、広く公募し認定こども園の運営を行う民間事業者の選定を行いました。

公私連携手法とは、認定こども園の運営を行う民間事業者と市が協定書を締結し、公私連携法人が協定の内容に沿って認定こども園の運営を行う手法です。

新しい認定こども園で良質な保育を提供していくためには、実績のある優良な法人を選定する必要があるため、学識経験者や保護者代表等で構成した「公私連携法人指定審査委員会」を設置し公私連携法人の選定を行い、選定された社会福祉法人アタラシイカタチと協定締結に至りました。協定書の内容についても、「公私連携法人指定審査委員会」で審議し作成しており、新しい認定こども園の運営にあたっては、協定書の内容に沿った保育・教育を提供してもらいます。

2. 「榎原北やまこども園」について

令和 9 年度に開園する幼保連携型認定こども園とは、保育・教育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った、1 号認定（幼稚園的な利用）、2 号認定（保育が必要な 3～5 歳児）、3 号認定（保育が必要な 0～2 歳児）のすべてが利用できる施設です。1 号認定は 3 歳児より入園でき、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。また、預かり保育や給食も利用でき、真菅北小学校区と耳成西小学校区にお住まいの方が対象となります。2、3 号認定は、市内全域にお住まいの方が対象ですが、希望者が多数の場合は保育の必要性が高い方からの入所となります。また、2 号認定については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することができます。

3. 三者協議会について

公私連携幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、協定書の第 7 条で謳っている、複数の保護者代表、公私連携法人、市で構成する三者協議会を設置し、開園前から運営等における諸課題の対応策を協議していきます。新たな保護者負担が発生する場合などは、三者協議会を開催し同意を得る必要があります。

今後、令和 9 年度の開園に向けて、様々な内容について三者協議会の場で協議していく必要があります。開園後についても定期的に三者協議会を開催し、諸課題等について協議します。

また、三者協議会の開催は、公私連携法人だけでなく、保護者から申し出て開催することができます。

4. 今後のスケジュール

真菅北幼稚園は令和6年度末に閉園し、真菅北小学校区の児童については、耳成西幼稚園に通っていただいております。通園支援バスについても、保護者の皆様のご協力のおかげで、大きな事故もなく運行できております。

今後は、令和7年度に真菅北幼稚園舎を解体し、令和7年度から令和8年度にかけて園舎を建設、令和9年4月に檀原北やまこども園を開園する予定です。

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
真菅北幼稚園	市	真菅北幼稚園 閉園 園舎解体設計 園舎解体 (在園児は、耳成西幼稚園等の他園へ)				
	法人	新園舎設計	新園舎建設		R9年4月 認定こども園 開園予定	
耳成西幼稚園	市	(4,5歳児のみ)	(3歳児保育実施)	(4,5歳児のみ)	(5歳児のみ)	閉園

<協定書のポイント>

社会福祉法人アタラシイカタチと締結した協定書には、これらの事が謳われています。

- ・第1条では、「保護者をはじめ地域に開かれた魅力ある認定こども園の運営」に市と公私連携法人が協力して取り組む事。
- ・第7条では、複数の保護者代表、公私連携法人、市の三者で組織する三者協議会を設置する事と、いずれか一者の申し出により三者協議会を開催することができる事。
- ・第10条と第11条では、今まで市が行ってきた「保育・教育」や「特別支援教育」を公私連携法人に継承し、引き続き実施してもらう事。
- ・第39条と第40条では、市が認定こども園の運営に必要と判断した時には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき立ち入り検査を実施し、勧告を行い、指定を取り消し、協定を解除できる事。
- ・第42条では、国籍、信条、社会的身分、経済状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしてはならない事。

上記の内容以外にも、公私連携幼保連携型認定こども園を運営していく上で必要と思われる事を網羅しています。